

○愛西市男女共同参画推進懇話会設置要綱

平成19年12月1日

訓令第31号

改正 平成25年2月15日訓令第4号

改正 平成28年3月31日訓令第77号

(設置)

第1条 「愛西市男女共同参画プラン」を推進するにあたり、本市の各分野での男女共同参画社会の形成を積極的に進めることを目的とし、本市が取り組むべき諸課題及びその方策について意見を求めるために、愛西市男女共同参画推進懇話会(以下「懇話会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 懇話会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 愛西市男女共同参画推進プランの推進に関すること。
- (2) その他本市における総合的な男女共同参画社会の形成における施策に関すること。

(構成)

第3条 懇話会は、市長が依頼する委員10人以内で組織する。

- 2 委員の任期は、2年以内とする。
- 3 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(組織)

第4条 懇話会には会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長の指名とする。
- 4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、副会長が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 懇話会は、必要に応じて会長が招集する。

(庶務)

第6条 懇話会の庶務は、市民協働部市民協働課において処理する。

(その他)

第7条 この訓令に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成19年12月1日から施行する。
(愛西市男女共同参画プラン策定懇話会設置要綱の廃止)
- 2 愛西市男女共同参画プラン策定懇話会設置要綱(平成18年愛西市訓令第26号)は、廃止する。

附 則(平成25年2月15日訓令第4号)

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成28年3月31日訓令第77号)

この訓令は、平成28年3月31日から施行する。